

岩手大学硬式野球部OB・OG会 会則

(名 称)

第1条 本会は、岩手大学硬式野球部OB・OG会と称する。

(目 的)

第2条 本会は岩手大学硬式野球部の発展に寄与し、会員相互の親睦をはかり、もって学生野球の発展に貢献することを目的とする。

(組 織)

第3条 OB・OG会は次の会員をもって組織する。

1. 正会員 岩手大学在学中、硬式野球部に籍のあった者。
2. 特別会員
 - (1) 岩手大学硬式野球部の顧問教官、部長の経験者でOB・OG会の趣旨に賛同し、入会する者。
 - (2) 正会員以外の者で岩手大学硬式野球部に対し功績があった者。

(役員並びに任務)

第4条 OB・OG会に次の役員を置く。役員はOB・OG会員の中から選任され、任期は1年とし、再任を妨げない。

会長 1名

副会長 2名

幹事長 1名

事務局長 1名

幹事 各学年1名以上

監事 2名

第5条 役員を選出

- 1 会長は総会において会員の中より選出する。
- 2 副会長は会長が委嘱する。
- 3 幹事長は幹事会において互選する。
- 4 事務局長は総会において選出する。
- 5 幹事は各学年毎に適任者を推薦し、退任の場合は当該学年から後任を推薦する
- 6 監査は総会において選出する。

第6条 役員の任務

- 1 会長はOB・OG会を代表し、会務を総括する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長不在のときは、その職務を代行する。
- 3 事務局長は事務局を統括しその運営執行にあたる。

- 4 幹事は、同学年を代表して会員の情報を集約し、会費徴収に努める。
- 5 監事は、本会の会計を監査し、その結果を幹事会に報告する。

(総 会)

第7条 総会は毎年1回とし、臨時総会は必要に応じ、それぞれ会長が招集して開催する。

1. 総会は、OB・OG会員をもって構成し、会長が召集しその議長となる。
2. 総会は、毎年1回及び必要により開催することとし、次の事項について審議し決定する。
 - (1) 規約の制定・改廃に関すること。
 - (2) 役員を選任に関すること。
 - (3) 予算・決算に関すること。
 - (4) その他OB・OG会に関し重要な事項について。
- 3 議事は、出席者の過半数を持って決し、可否同数の場合は議長が決するところによる。

(会費並びに会計)

第8条 OB・OG会の会費は、35歳以下年額一口1,000円、36歳以上年額一口3,000円とする。ただし、2口以上納めることは差し支えない。

第9条 OB・OG会の会務に必要な経費は、会費・寄付金・その他の収入をもって充て、その会計年度は毎年、11月1日に始まり10月31日に終わる。

(事務局)

第10条 OB・OG会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 1 事務局所在地は岩手大学野球部内（盛岡市上田3丁目18番8号）におく。
- 2 事務局の運営は、事務局長及び、必要に応じて事務幹事を置きこれを行う。
- 3 事務幹事は事務局長が指名し、総会の承認を受けなければならない。
- 4 事務局の運営等については、必要に応じ会長が事務局長に指示する。

(その他)

第11条 この会則に定めるもののほか、会則の施行に関し、必要な事項は会長が定める。

附則 この会則は、令和2年2月22日から施行する。

附則 この会則は、令和4年11月19日から一部改正施行する。